

保護者のみなさまへ

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

瀬戸内町では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前年の所得情報などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品費・校外活動費などの費用を援助しています。

以下の受給要件等をお読みいただき、**就学援助を希望する場合は申請ください**。就学援助を希望しない場合は申請不要です。

1. 就学援助を受けられる方

瀬戸内町内に住所を有し、瀬戸内町立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方。

- (1) 世帯全員の本年度の市町村民税所得割が非課税となる世帯
- (2) 個人の事業税が減免されている世帯
- (3) 固定資産税が減免されている世帯
- (4) 国民年金保険料が免除、もしくは国民健康保険料が減免されている世帯
- (5) 児童扶養手当を受給している世帯
- (6) 新たに生活福祉資金の貸付けを受けた
- (7) 職業安定所(ハローワーク)登録の日雇労働者である
- (8) 上記に該当しないがその他特別な事情がある世帯

2. 援助の内容

| | | |
|---|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 新入学学用品費 | 新入学学用品の購入にかかる経費の一部(入学前(3月)に支給) ○支給額(年額) ・小学校6年 63,000円 |
| ② | 学用品費等 | 学用品費等の購入にかかる経費の一部 (各学期末(7月・12月・3月)に分けて支給) ○支給額(年額) ・小学生 11,630円 ・中学生 22,730円 |
| ③ | 通学用品費 | 通学用品等にかかる経費の一部(第1学年を除く)(7月下旬支給) ○支給額(年額) ・小学生 2,270円 ・中学生 2,270円 |
| ④ | 校外活動費 | 宿泊を伴わない校外活動経費の一部(7月下旬支給) ○支給額(年額) ・小学生 1,600円 ・中学生 2,310円 |
| ⑤ | オンライン学習通信費 | ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルータ等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。) (各学期末(7月・12月・3月)に分けて支給) ○支給額(年額) ・小学生 15,000円 ・中学生 15,000円 |

※①新入学学用品費について

- ・中学校1年生には小学校6年生の3学期に、小学校1年生には入学前の3月に支給しています。
(小学校入学前の支給については別途申請が必要で、案内文を1月以降(予定)に郵送します)。

3. 申請方法

オンライン申請・・・下の二次元コードを読み取り、申請ください。

※町内の小・中学校にきょうだいがいるご家庭は「令和7年度 就学援助のお知らせ」の文書を複数枚受け取られると思いますが、申請は1回で完了します。



4. 申請期限

令和7年1月1日現在で瀬戸内町内に住所がある方・・・令和7年6月8日申請完了分まで

令和7年1月1日現在で瀬戸内町内に住所がない方・・・令和7年6月30日申請完了分まで

5. 申請時の注意点

- (1) 令和6年度に就学援助を受けた方であっても、引き続き援助を希望する場合は、必ず申請ください(※自動更新ではありません)。
- (2) 生活保護を受けている方は、むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの治療費について援助を受けられます。受診するときは学校から医療券をもらってください(その他の援助費目については、生活保護制度で支給されます)。
- (3) 特別支援学級に就学されている方は、別途、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。ただし、就学援助を希望し、認定された場合、特別支援教育就学奨励費は支給対象外となります。
- (4) 虚偽の申請により認定され、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助費を返還していただくことがあります。
- (5) 申請期限までに申請された方は、7月上旬に審査結果をお知らせします。申請期限までに申請されなかった方が、年度途中で申請された場合の認定月は、申請をした月からとなり、援助費は認定月以降の分が支給されます。

※令和7年1月1日現在で瀬戸内町内に住所がない方(町外からの転入者など)は、1月1日現在の住所地の市町村が発行した令和7年度の所得額証明書(令和6年中の所得金額が記載されたもの)が必要となります。

令和7年度の所得額証明書は、各市町村で6月中旬以降取得が可能ですので、後日、1月1日現在の住所地の市町村より取り寄せた後、速やかに申請ください(提出がされない場合、所得の確認ができないため、判定ができません)。

6. 問い合わせ先

瀬戸内町教育委員会事務局 総務課総務係

TEL 0997-72-0113

E-mail k-soumu@town.setouchi.lg.jp